

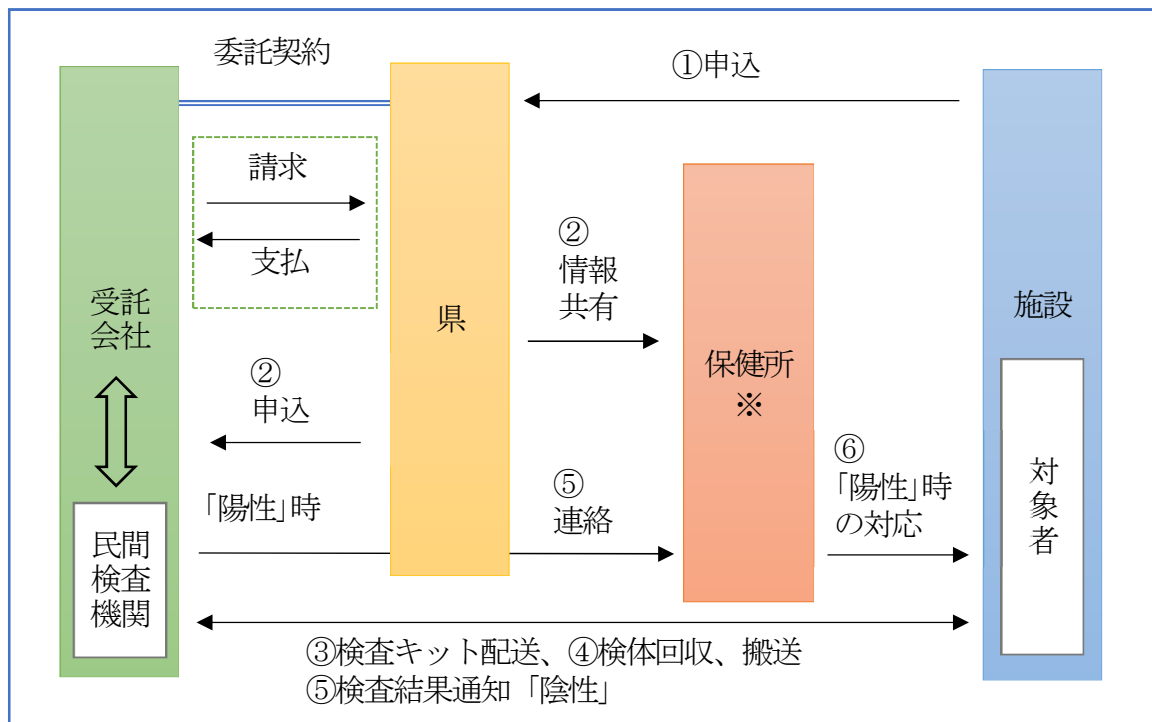
社会福祉施設におけるPCR検査の実施方法の変更について
(対象：新規就労職員及び新規入所者)

当該事業によって保健所の業務が過重とならないよう、外部委託により実施する方法に変更する。

【主な変更点】

- ① 検体回収、搬送等 : 保健所 ⇒ 検査業務受託会社
- ② PCR検査(唾液) : 健康科学研究所 ⇒ 民間検査機関

《事業スキーム》



※ 保健所は、県から対象者情報を共有し、「陽性」時に対応する。